



平成28年4月27日

各 位

会 社 名 中国電力株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 清水 希茂  
(コード番号 9504 東証第一部)  
問 合 せ 先 コンプライアンス推進部門 (会社法務グループ)  
マネージャー 高見 和徳  
(TEL 082-544-2727)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の件を6月28日開催の第92回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 電力の小売全面自由化をはじめ当社を取り巻く経営環境が大きく変化中、その変化に対してより一層柔軟かつ迅速に対応できる体制を構築することが必要であると考え、迅速・果断な意思決定を可能とするとともに、さらなる経営の透明性・公正性の向上および監督機能の強化を図ることができるよう、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、ならびに重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設などを行うものであります。
- (2) 取締役と執行役員の役割をより明確にするため、取締役および取締役会に関する規定の変更ならびに執行役員に関する規定の新設を行うものであります。
- (3) 非業務執行取締役が期待される役割を十分に果たすことができるよう、責任限定契約の締結対象を変更するものであります。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更、会社法にあわせた一部表現の変更および不要となった規定の削除などを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月28日

定款変更の効力発生日 平成28年6月28日

#### 4. その他

監査等委員会設置会社への移行等に伴う役員人事につきましては、本日付の「代表取締役等の異動に関するお知らせ」において別途開示しております。

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 本社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 本社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 本社は、株主名簿管理人をおく。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>3 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (第1項 現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定</u>をもって定め、これを公告する。</p> <p style="text-align: center;">(第3項 現行どおり)</p>
<p>(株主の氏名・住所等の届出)</p> <p>第12条 <u>株主・登録株式質権者またはその法定代理人は、その氏名・住所を本会社所定の株主名簿管理人に届け出るものとする。その変更があったときもまた同様とする。</u></p> <p>2 <u>外国に居住する株主・登録株式質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定めて、本会社所定の株主名簿管理人に届け出るものとする。その変更があったときもまた同様とする。</u></p> <p>3 第1項の規定は、前項の代理人に準用する。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、<u>取締役会の決議をもって定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議による委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第14条～第20条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(定 員)</p> <p>第21条 本会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(定 員)</p> <p>第20条 (第1項 現行どおり)</p> <p>2 前項の取締役のうち、<u>監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選 任)</p> <p>第 22 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 前項の決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選 任)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>〈第 2 項 現行どおり〉</p> <p>〈第 3 項 現行どおり〉</p>
<p>(任 期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>〈新 設〉</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の構成および招集)</p> <p>第 24 条 取締役会は、<u>取締役をもって構成する。</u></p> <p>2 取締役会は、会長がこれを招集する。会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 2 日前までに発するものとする。</p> <p>4 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 23 条 〈第 1 項 削 除〉</p> <p>取締役会は、会長がこれを招集する。会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。<u>ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p>
<p>第 25 条 〈省 略〉</p>	<p>第 24 条 〈現行どおり〉</p>
<p>〈新 設〉</p>	<p>(業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 本社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議により、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の権限)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会は、本社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。</u></p>	<p>〈削 除〉</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その<u>出席取締役の過半数</u>をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 28 条 〈省 略〉</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第 27 条 〈現行どおり〉</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第 30 条 取締役会の決議により、<u>会長および社長各 1 名をおき、また、副社長および常務取締役各若干名をおくことができる。</u></p> <p>2 会長、社長および副社長は、各自本会社を代表する。</p> <p>3 前項のほか、<u>必要に応じ、</u>取締役会の決議により、<u>常務取締役の中から、</u>本会社を代表する<u>取締役を選定することができる。</u></p>	<p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第 29 条 取締役会の決議により、<u>取締役の中から会長を選定する。</u></p> <p>2 会長は、<u>代表取締役とする。</u></p> <p>3 前項のほか、取締役会の決議により、<u>取締役の中から代表取締役を選定することができる。</u></p>
<p>(役付取締役の業務執行)</p> <p>第 31 条 <u>会長は、取締役会の決議に従い、取締役の業務執行を監督し、本会社の業務全般を総理する。</u></p> <p>2 <u>社長は、取締役会の決議に従い、本会社の業務執行を統括する。</u></p> <p>3 <u>副社長および常務取締役は、社長を補佐し本会社の業務を執行する。</u></p> <p>4 <u>会長または社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の代表取締役がその職務を代行する。</u></p>	<p>〈削 除〉</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益<u>(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会において定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 33 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 〈第 1 項 現行どおり〉</p> <p>2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>〈新 設〉</b></p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p>
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第35条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p>(定 員)</p> <p>第34条 本会社の監査役は、7名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>〈削 除〉</b></p> <p style="text-align: center;">〈削 除〉</p>
<p>(選 任)</p> <p>第35条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">〈削 除〉</p>
<p>(任 期)</p> <p>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p>	<p style="text-align: center;">〈削 除〉</p>
<p>(監査役会の構成および招集)</p> <p>第37条 監査役会は、監査役をもって構成する。</p> <p>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の2日前までに発するものとする。</p> <p>3 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">〈削 除〉</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法) 第 38 条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>〈削 除〉</p>
<p>(監査役会の議事録) 第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>〈削 除〉</p>
<p>(常勤監査役および常任監査役) 第 40 条 監査役会の決議により、常勤の監査役を選定する。 2 監査役の互選により、常任監査役若干名をおくことができる。</p>	<p>〈削 除〉</p>
<p>(報酬等) 第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。</p>	<p>〈削 除〉</p>
<p>(監査役の責任免除) 第 42 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p>〈削 除〉</p>
<p>〈新 設〉  〈新 設〉</p>	<p><b>第 6 章 執行役員</b> (選任および役付執行役員) 第 36 条 本会社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、本会社の業務を分担して執行させる。 2 取締役会は、その決議により、執行役員の中から社長を選定し、また、副社長、常務その他の役付執行役員を選定することができる。 3 社長は、代表取締役を兼務する。</p>
<p>〈新 設〉</p>	<p>(社長の職務) 第 37 条 社長は、取締役会の決議に従い、本会社の業務執行を統括する。 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の役付執行役員がその職務を代行する。</p>
<p><b>第 6 章 計 算</b> 第 43 条～第 46 条 〈省 略〉</p>	<p><b>第 7 章 計 算</b> 第 38 条～第 41 条 〈現行どおり〉</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 本会社は、第 92 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 第 92 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条第 2 項の定めるところによる。</p>

以 上